

■首都圏の防災拠点ネットワークに関する考え方の整理

首都圏をはじめとする大都市圏においては、戦後の混乱期や高度経済成長期に形成された密集市街地等「20 世紀の負の遺産」が今なお残されているとともに、骨格的な環状道路等必要な都市基盤が整備されていないなど、災害に対して脆弱な都市構造となっている。

したがって、安全で快適な都市の形成に向けて、災害に強い都市構造の構築を推進することが重要である。

このため、都市構造を踏まえた防災拠点ネットワークの整備、被災時に避難等に活用可能な公園や広場等緑あふれるオープンスペースの適切な確保、被災時の緊急輸送等に活用可能な骨格的な都市基盤の整備など、ゆとりのある都市空間を実現する必要がある、このように防災上安全な都市へと再生することは、快適で居心地の良い、魅力的な都市への再生と同義である。



阪神・淡路大震災以降、広域防災拠点に関しいくつかの検討調査が行われているが、これらをもとに首都圏における防災拠点ネットワークについて考え方を整理すると以下のとおりである。

1. 防災拠点ネットワークの必要性

(1) 都県境を越える甚大な被害

我が国の政治、経済の中心であり、人口や諸機能が高度に集積する稠密な市街地が連担している首都圏においては、大規模な地震により、都県境を超えて甚大な被害が発生する恐れがある。

(2) 救援のための人員・物資の集中投入

被災した場合、隣接都県相互の支援のみならず、全国あるいは世界各国から多くの人員や物資が投入され、大規模かつ広域的に、様々な応急対策活動が展開されることとなる。

そのため、これらの人員のベースキャンプとして、あるいは人員の展開・物資の集配等のための中継地点として、必要な機能を備えた大規模な空間が必要となる。

(3) 国の総合調整機能の確保

被災地に近接した区域において、被災状況等の情報収集・分析、複数の被災都県市・関係各機関の活動に関する必要な指示等を迅速に行うため、国の総合調整機能を確保することが必要となる。

(4) 少ないオープンスペース

首都圏においてはまとまったオープンスペースが限られているとともに、被災時には、その被災地内に現在あるオープンスペースは主として避難生活の拠点として活用されるため、応急対策活動の拠点としての機能を果たすことが難しい。

また、現在都県市が整備している中核的防災拠点は、それぞれの域内の活動拠点として機能するものであり、大規模かつ広域的な、様々な応急対策活動の展開に対応することが難しい。

(5) 広域防災拠点の整備

複数都県市の同時被災に際し、人員・物資の輸送の中継地点となり、都県市の役割を超えて国の総合調整機能等を果たし得る広域防災拠点が必要である。

こうした広域防災拠点は、広大な首都圏の既成市街地の広がりを考えれば、複数箇所に整備されることが望ましい。

(6) 防災拠点ネットワークの構築

基幹的広域防災拠点を中枢として、陸・水・空の様々な交通手段の活用による連携が可能なハブ＝サテライト型の防災拠点ネ

ットワークの構築を図る必要がある(図1参照)。

2. 広域防災拠点が備える機能・要件

大規模かつ広域的に展開される様々な災害応急活動の拠点となり、国の総合調整機能等を有する広域防災拠点が備えることが望ましい要件は、以下のとおりである。

なお、広域防災拠点の整備に当たっては、防災以外の観点からも、快適で居心地の良い、魅力的な都市への再生につながるものとなるよう十分に配慮する必要がある。

また、必ずしも一箇所においてあらゆる機能を確保する必要はなく、特にオープンスペースの確保が困難な首都圏等においては、近接した他の施設と一体的に利用し、必要な機能を確保することも視野に入れる。

- (1) 被災地の情報収集・集約、被災都県市・関係各機関との連絡調整、応急対策活動の指揮等を行うことのできる本部機能を有すること。
- (2) 自衛隊、広域緊急援助隊(警察)、広域消防援助隊等応急活動要員、施設の復旧活動要員等のベースキャンプとなること。
- (3) 被災地域外から被災地域内への医薬品・食糧・応急復旧資機材等の物資の集積、荷さばき、分配等を行う中継拠点となること。
- (4) 海外救援物資・人員の受入れに伴う検疫や入国管理を一元的に行うことができること。
- (5) 必要に応じ、災害時医療体制の補完・支援が可能であること。
- (6) 食糧・水・医薬品・応急復旧資機材等の備蓄が可能であること。
- (7) 人員・物資の緊急輸送のため、複数の交通ネットワーク(陸

路・海路・水路・空路)が有効に確保できること。

(8) 応急対策活動等を円滑に行うため、被災時には一般利用の制限が可能であること。

(9) 災害時にも通信手段、電気・水等が確保されること。

(10) 市民による一般利用等平常時における有効利用について十分に配慮すること。

3. 広域防災拠点の立地条件

こうした様々な機能は、一箇所のみで全てを満たすことが困難であるとともに、上記の機能を適切に確保するため、以下の点に留意する必要がある。

(1) 複数の拠点による分担

それぞれの広域防災拠点は、同一の直下型地震によりダメージを受けないよう、複数の拠点で分担すること。

また、既存の防災拠点、備蓄施設、医療施設等他の防災関連施設との連携と分担を踏まえた位置関係を考慮すること。

(2) 多様な輸送経路の確保

陸路・海路・水路・空路の多様な交通ネットワークの活用が可能であること。

特に、大規模地震により緊急輸送道路が被害を受け、その啓開・復旧が速やかに進まない場合等、代替の交通手段として、ネットワーク全体として海路・水路が活用できること。

(3) 海外からの支援受入れ

大規模災害時には、海外からの人員・物資を受け入れることが予想されるため、特に空港付近や臨海部等海外からのアクセスを

考慮すること。

(4) バランスを考慮した配置

被災地への多方面からのアクセスの確保のため、相互のネットワーク化による連携を図るとともに、特に重大な被害が予想される都心部近辺等に防災拠点がないなどの現状を踏まえ、地域的なかたよりがないようにすること。

4. 広域防災拠点の配置

こうした立地条件に鑑み、首都圏広域防災拠点は、

- 特に高度な都市機能が集中する都心部に近接するエリア
- 稠密な市街地の外延部に位置する主要環状道路である東京外かく環状道路に隣接するエリア
- 陸上交通が機能しない場合も水上交通が利用可能な荒川、江戸川等の主要河川に近接するエリア
- 全国、世界からの支援受入れの拠点となる空港・臨海部

等、首都圏の都市構造の現状及び将来像を考慮するとともに、魅力的な都市の再生につながるものとして考える必要がある。

なお、今後、首都圏のあらゆる被災に対応できるよう整備していく必要があるが、防災対策の緊急性、被災予測の不確実性に鑑み、特に拠点整備の有効性・実現可能性の高いエリアから順次整備に着手する必要がある。

5. 整備、運用に関する基本的な考え方

首都圏広域防災拠点は、国及び都県市の本部機能の確保、都県を超える広域的な応急対策活動(広域的オペレーション)と都県市内での応急対策活動(地域的オペレーション)の同時展開、地域防災拠

点(サテライト)との連携等に鑑みると、国及び都縣市が相互に連携、協力することにより整備、運用されることが必要である。

広域防災拠点ネットワーク概念図

